

TAINS

Tax Accountant Information Network System

はじめに

債務免除益は、「その他の経済的利益」に該当し、原則として所得税の課税対象となります。今回は、相続により承継した債務について、相続開始後、その債務に付されていた停止条件が成就したことにより債務免除を受けた場合に、債務免除益課税することが、相続税と所得税の二重課税になるか否かが争われた判決をご紹介します。なお、この事案は、地裁と高裁とで判断が分れ、現在、国側が上告受理申立て中です。

二重課税の排除（所得税法9条1項16号）適用の有無

令5.3.14東京地裁
(一部取消し)(双方控訴)
Z888-2487
令6.1.25東京高裁
(原判決変更・全部取消し)
(上告受理申立て)
Z888-2622

<事案の概要>

この事案は、亡甲の相続人である原告(1審原告)らが、亡甲のA銀行に対する債務について、A銀行との間で成立した、一定額の分割金を支払った場合には残部について債務免除をするとの裁判上の和解(本件和解)に基づき債務免除(本件債務免除)を受け、その金額を総所得に算入せずに確定申告を行ったところ、処分行政庁が同金額は一時所得になるとして更正処分等を行ったことから、争われたものです。

<東京地裁の判断>

東京地裁では、次のとおり判断し、弁護士費用等の控除のみを認めて、更正処分等の一部を取り消しました。

1. 債務免除益の存否

① 本件和解は、亡乙(亡甲の父)の相続人らが、亡乙の借入債務16億円(本件貸付)についてA銀行に対し支払義務があることを認め、その支払義務について亡甲がこれを引き受け、亡甲が、平成28年6月30日までに合計6億

2,630万円の支払を行った時には、A銀行が、同年7月31日限りで亡甲が支払義務を負っている9億7,370万円の支払義務を免除するものである。

② 本件和解の条項上は、亡甲は、平成28年6月30日を期限とする分割金の支払までは本件貸付の残債務全額を支払う義務を負っていたこととなる。

③ 本件債務免除は、正に債務免除の実質を有していたものというべきであり、これにより、原告らには現に債務免除が生じたものと認められる。

2. 二重課税の有無

① 原告らは、債務免除の対象となった9億7,370万円については、亡甲の相続税の負債として考慮されておらず、その債務免除益(本件債務免除益)に課税することは、所得税法9条1項16号(現17号)に反する二重課税として許されない旨主張する。

② 本件債務免除に係る債務は、相続人である原告らが本件和解に係る分割金(あと100万円)の支払を行えば免除されるものであったことからすれば、「確実と認められるもの」とはいえず、相続税の算定で考慮されなかったのは、当然のことというほかはない。

③ 本件債務免除益については、停止条件の成就が亡甲の相続発生の後であることから、相続税では考慮されていない。したがって、本件債務免除益という所得の発生時にこれを亡甲の相続人である原告らに係る所得税の課税対象とすることは、所得税法9条1項16号の趣旨に反するものではない。

3. 弁護士費用等の控除

① 前訴(借入金に係るA銀行との訴訟)に要した弁護士費用等(8,726万円余)は、回顧的にみれば本件和解の成立に向けられた訴訟活動のためのものであったといえることからすれば、本件債務免除を受ける前提となる本件和解のために必要であった支出ということができ、少なくとも「収入を得るために支出した金額」には該当する。

② 本件和解の成立に向けられた訴訟活動は、本件和解ひいては本件債務免除との関係で直接性がある行為である

SERIES TAINS 解体新書

停止条件付の相続債務に係る免除益 —相続税と所得税の二重課税の有無—



依田 孝子 [大森]

と評価し得るので、前訴のための弁護士費用等は本件債務免除益を得るために「直接要した金額」に該当する。

③ 本件債務免除益から弁護士費用等がその一時所得を得るための支出として控除を受け得る法的地位は、亡甲の死亡により、相続人たる原告らに承継されたものと解すべきであるから、前訴に要した弁護士費用等は、一時所得から控除することができる。

<東京高裁の判断>

東京高裁では、二重課税の有無のみを判断し、東京地裁の判決を変更し、更正処分等の全部を取り消しました。

① 所得税法9条1項16号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される(最高裁判所平成22年7月6日第三小法廷判決)。

② 相続税は、相続財産を取得した利得に対して担税力を見出して課税されるものであるところ、相続財産の取得者が被相続人の債務を承継して負担する場合にはその負担分については担税力が減殺されることになることから、相続財産からの当該債務の控除を認めるとするのが相続税法13条1項1号の趣旨であり、被相続人から承継する債務が「確実と認められるもの」でない場合には担税力が減殺されることにはならないから、当該債務については相続財産からの控除を認めないとするのが同法14条1項の趣旨であると解される。このような規定の趣旨を踏まえれば、担税力を減殺させるものではないとして相続財産から控除されなかった相続債務が相続開始後に免除を受けたからといって、これにより債務者に新たな担税力が生じるものと解することは相当でない。

③ そうすると、被相続人から承継した現に存する債務であって、相続税申告の際の課税価格の算定にあたって近い将来に免除を受ける可能性が極めて高いこと等を理由に相続税法14条1項

の「確実と認められるもの」にあたらないうして相続財産から控除されなかった債務が、その後に債権者により免除された場合における当該債務免除に係る相続人の利益については、形式的には債務免除を受けた時点で発生したものといえるとしても、所得税課税との関係では、潜在的には相続により取得していたものとみることが可能であり、また、その具体的な内容をも、上記申告に係る課税価格のうち相続財産から控除されなかった上記債務に相当する部分の経済的価値と実質的に同一のものであるから、特段の事情のない限り、これに所得税の課税をすることは、所得税法9条1項16号に反するものとして許されないといふべきである。

④ 本件債務免除益は、被相続人の亡甲から1審原告らが承継したA銀行に対する債務であって、本件和解の約定により免除を受ける可能性が極めて高いことから相続税の修正申告の際の課税価格の算定にあたって相続税法14条1項の「確実と認められるもの」にあたらないうして相続財産から控除されなかった本件債務が、その後に本件和解の約定に基づきA銀行により免除された場合における債務免除に係る1審原告らの利益であるといえる。

⑤ 本件においては、特段の事情は見当たらないから、本件債務免除益に所得税の課税をすることは、所得税法9条1項16号に反して許されない。

おわりに

TAINSで、上記の判決を検索する場合は、検索トップ画面〔詳細検索〕⇒〔TAINSキーワード〕欄に、「債務免除益」、「二重課税」などの検索ワードを入力します。

TAINSの入会については、ホームページ上にあるお問い合わせフォームもしくはメール〈info@tains.or.jp〉にてお問い合わせください。

記帳業務を自動化! AIで仕訳入力 が楽になる!



仕訳やチェック時間を効率化

NX-ACELINK Pro 会計事務所向けERP

証券書類 通帳 レシート 領収書 取引データ 銀行 クレジット利用明細

解析・自動仕訳 AI-OCR AI仕訳

仕訳・残高を自動チェック MJS AI監査支援。

Mミライの
Jジャパンを
S最高に
ミロク情報サービス

MJS 株式会社ミロク情報サービス

東証プライム上場(証券コード:9928) MJSはミロク会計人々とともに企業経営をサポートしています

MJS 仕訳自動化 検索

